

2024年9月25日（水）

医薬品の安全供給に向けた取り組みのご案内

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。そこで当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図り、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤に成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品を提供しやすくなります。

※ 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬から選択でき、患者さんに必要なお薬

一般名処方について、ご不明な点がございましたら、薬剤部までご相談ください。
ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

（参考）あしたの暮らしをわかりやすく 政府広報オンライン
「安心してご利用ください ジェネリック医薬品」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/4.html>